

平成23年度福井県勤労者就業環境基礎調査報告書

平成24年3月
福井県産業労働部労働政策課

I 調査の概要

【1】 調査の内容

1 調査の目的

近年、社会・経済構造の変化などで勤労者の就業状況が急速に変化してきている。そのため、県内の勤労者がどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上を推進するため基礎的データを得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 地域 福井県全域

(2) 産業 建設業、製造業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、卸売業・小売業、金融業・保険業、サービス業

※ただし、常用労働者規模300人以上の事業所は農林水産業を除く全産業

(3) 事業所 福井県内の民間事業所で、主たる産業が上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者規模が5人以上である事業所のうち産業別、規模別に層化して抽出した事業所

常用労働者規模5～9人 200事業所(抽出)

常用労働者規模10～299人 600事業所(抽出)

常用労働者規模300人以上 37事業所(全数)

※常用労働者規模300人以上の事業所については全数としているが、県内に本社(店)と支社(店)がある場合には本社を、県外に本社があり、県内に支社が複数ある場合には、そのうち1つの支社を対象とした。

また、調査票は事業所に送付しているが、回答は県内における当該企業全体(支店・支社等を含めたもの)の状況について記入することとしている。

※抽出の際に参考とした常用労働者規模は、「平成18年事業所・企業統計調査(総務省)」調査時点のものである。

3 調査項目

- 1 事業所の現況
- 2 就業規則
- 3 労働時間・休日・休暇
- 4 非正規従業員の雇用管理
- 5 育児・介護休業制度
- 6 仕事と家庭の両立支援
- 7 男女雇用機会均等関係

※3は正規従業員について、4は非正規従業員について、5は正規従業員およびパートタイム労働者について調査

4 調査基準日

平成23年7月31日現在

5 調査の方法

郵便による通信調査

6 回答状況

調査対象事業所837事業所のうち、有効回答が得られた事業所は584事業所であった(有効回答率69.8%)。

7 集計者

福井県産業労働部労働政策課

【2】 調査の実施（回答事業所の内訳）

1段目：事業所数
 2段目：調査依頼事業所数に対する回答率
 3段目：回答事業所数に対する割合
 4段目：調査依頼事業所および回答事業所数に対する
 産業別の構成比

(単位:社、%)

区分	調査 依頼 事業所	回答 事業所	企業規模							
			9人以下	10~ 29人	30~ 49人	50~ 99人	100~ 299人	300人 以上	(再掲) 10~ 299人	(再掲) 30人 以上
計	837	584	141	243	63	58	44	35	408	200
			69.8%							
			100.0%	24.1%	41.6%	10.8%	9.9%	7.5%	6.0%	34.2%
		100.0%								
建設業	138	101	32	56	8	4	1		69	13
			73.2%							
			100.0%	31.7%	55.4%	7.9%	4.0%	1.0%	0.0%	12.9%
		16.5%	17.3%							
製造業	210	143	30	59	15	14	12	13	100	54
			68.1%							
			100.0%	21.0%	41.3%	10.5%	9.8%	8.4%	9.1%	37.8%
		25.1%	24.5%							
運輸・通信業、 電気・ガス・水道業	57	46	4	18	4	11	4	5	37	24
			80.7%							
			100.0%	8.7%	39.1%	8.7%	23.9%	8.7%	10.9%	52.2%
		6.8%	7.9%							
卸売業・小売業	164	106	21	46	17	8	10	4	81	39
			64.6%							
			100.0%	19.8%	43.4%	16.0%	7.5%	9.4%	3.8%	36.8%
		19.6%	18.2%							
金融業・保険業	6	6	1		1	1	1	2	3	5
			100.0%							
			100.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%	83.3%
		0.7%	1.0%							
サービス業	262	182	53	64	18	20	16	11	118	65
			69.5%							
			100.0%	29.1%	35.2%	9.9%	11.0%	8.8%	6.0%	35.7%
		31.3%	31.2%							

利用上の注意

- (1) 本文中および集計表の割合は数値を四捨五入をして表示している。調査項目によっては、複数回答となっているものもあるので、百分率の合計が100にならないものがある。
- (2) 集計事業所数および集計労働者数などサンプルが少ないものについては、誤差が生じやすいので利用にあたっては注意が必要である。
- (3) 抽出調査のため、調査対象事業所や、有効回答事業所が毎回異なっている。そのため、時系列比較する場合には、注意が必要である。
- (4) 本調査を他の調査と比較する場合は、調査の条件・方法(サンプル数、調査対象事業所の規模、設問方法など)の違いを念頭におくことが必要である。
- (5) この調査の集計結果は、調査結果の単純な集計値であり、抽出率による母集団への復元はしていない。

【3】 用語等の説明

1 事業所の現況

(1) 事業所

この調査においては、本社・本店のほか、支店、営業所等を含む同一企業のことをいう。

(2) 企業規模

本社・本店のほか、支店、営業所等を含む同一企業における企業全体の平成23年7月31日現在の常用労働者数によって区分した。

(3) 常用労働者

次の①から⑥のいずれかに該当する労働者をいう。

- ①期間を定めずに、または1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
- ②日々雇われている者または1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者で、直近2ヶ月（6月と7月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③取締役、理事などの役員のうちで常時勤務し、正規従業員と同じ給与規則または同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ④事業主の家族であって、その企業に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ⑤上記①～④の条件に該当する他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問わない。また、他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。）

なお、この調査では、常用労働者の雇用形態を次のとおり定義している。

ア 正規従業員

雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業からの出向者等を除いた者。

イ 非正規従業員

正規従業員以外の労働者（パートタイム労働者、嘱託社員、派遣社員、他企業からの出向社員、臨時の雇用者、アルバイト等）。

ウ パートタイム労働者

雇用期間が1ヶ月を超えるか、または定めがない者で、「パートタイマー」その他これに類する名称で呼ぶ者

エ その他

非正規従業員で上記ウに当たらない者（嘱託社員、派遣社員、他企業からの出向社員、臨時の雇用者、アルバイト等）。

オ 嘱託社員

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者

カ 派遣社員

「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者

キ 出向社員

他企業より出向契約に基づき出向している者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

ク 臨時の雇用者（アルバイト）

臨時にまたは日々雇用している者で、雇用期間が1ヶ月以内の者

2 就業規則

職場の労働条件や規律を具体的に定めたもの。常時10人以上の労働者を使用している事業所では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届けを行い、労働者に周知することが義務付けられている（労働基準法第89条）。また、就業規則の作成・変更の届けの際、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合には労働者を代表する者の意見書を添えなければならない（労働基準法第90条）。

3 労働時間・休日・休暇

(1) 週休制

①「週休1日制」

1週間に週休日が1日ある制度

②「週休1日半制」

1週間に週休日が1日あるほか、別の1日を通常の労働時間の半日程度にしている制度

③「完全週休2日制」

毎週週休日が2日ある制度

④「その他の週休2日制」

月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制

⑤「変形休日制」

週休制をとることが難しい場合、4週間に4日以上の休日を与える制度(労働基準法第35条第2項)

⑥「その他」

週休3日制、3勤3休など、実質的に完全週休2日制より休みが多い制度

(2) 年次有給休暇

①「年次有給休暇」

労働基準法第39条でいう休暇

②「付与日数」

労働基準法第39条でいう年次有給休暇を年または年度内に労働者各人に付与した日数をいい、繰越分は含まない。

③「取得日数」

年次有給休暇の付与期間中に労働者各人が取得した年次有給休暇日数をいう。

4 非正規従業員の雇用管理

(1) 正規従業員への転換制度

パートタイマーや契約社員などに対し、正規従業員として登用するための試験制度を設けるなど、非正規従業員を新たに正規従業員へ転換する制度。

5 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

育児・介護休業法に規定する子を養育するための休業。労働者(一定範囲の期間雇用者※1も含む)が、事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間(子が1歳を超えて必要と認められる一定の場合※2には、子が1歳6ヶ月に達するまで)育児休業をすることができる(育児・介護休業法第5~9条)。夫婦がともに育児休業をする場合、1年2ヶ月育児休業をすることができる(パパママ育休プラス)。

※1 一定範囲の期間雇用者(申出時点において、下記の①、②のいずれにも該当する労働者)

①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること

②子が1歳に達する日(誕生日の前日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかなる者を除く。)

※2 子が1歳を超えて必要と認められる一定の場合(下記の①、②いずれかの事情がある場合)

①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

②子の養育を行っている配偶者で、1歳以降子を養育する予定であった者が、死亡・疾病等の事情により子の養育が困難になった場合

(2) 育児などによる退職者の再雇用制度

妊娠、出産、育児、介護を理由に一旦退職した労働者を、再び元の職場で雇用する制度。育児・介護休業法では、退職の際に「就労可能になった時に再び雇用されること」を希望した労働者に対し、労働者の募集や採用にあたって特別に配慮する措置を講ずることを事業主の努力義務としている(育

児・介護休業法第27条)。

(3) 介護休業制度

育児・介護休業法に規定する家族の介護のために一定期間休業する制度。労働者(一定範囲の期間雇用者※1も含む)は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで介護休業をすることができる(育児・介護休業法第11条~第15条)。

※1 一定範囲の期間雇用者(申出時点において、下記の①、②のいずれにも該当する労働者)

- ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ②介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されること
が見込まれること(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く)

6 仕事と家庭の両立支援

(1) 育児のための勤務時間短縮等の措置

労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置。育児・介護休業法では、事業主は、1歳(子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1歳6ヶ月)に満たない子を養育している労働者については、次のいずれかの勤務時間短縮等の措置を、1歳(子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1歳6ヶ月)から3歳に達するまでの子を養育する労働者については育児休業に準ずる措置または次のいずれかの勤務時間短縮等の措置を講じなければならない(育児・介護休業法第23条)。

〔勤務時間短縮等の措置〕

①短時間勤務制度、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④所定外労働の免除、⑤託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与(育児費用の援助措置等)
また、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者については、これらの措置を講ずることを事業主の努力義務としている(育児・介護休業法第24条)。

(2) 従業員の子に係る扶養手当(家族手当等)

子どもを扶養する従業員に対し生活費を補助するため、基本給とは別に支給される手当。

(3) 子の看護休暇制度

小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護または子どもの予防接種・健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に1年に5日まで(当該子が2人以上の場合は10日まで)休暇を取得することができる。事業主は、業務の繁忙等を理由に、申出を拒むことはできない(育児・介護休業法第16条の2、第16条の3)。

7 男女雇用機会均等関係

(1) ポジティブ・アクション

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、その解消を目指して企業が行う自主的かつ積極的な取組。